

史跡の追加指定及び天然記念物の指定解除についての報告

文化財課

国の文化審議会は、令和 8 年 6 月 19 日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議、議決を経て、県内では 2 件の史跡の追加指定と 1 件の天然記念物の指定解除について文部科学大臣に答申した。

この結果、官報告示を経て、県内の史跡の数は 44 件から変化はないものの、それぞれ指定範囲が拡大する予定である。また天然記念物の数は 52 件から 51 件となり、滅失による指定解除としては、県内において復帰後、初の事例となる予定である。

1 史跡「北谷城跡」の追加指定

- (1) 既 指 定 地：沖縄県中頭郡北谷町字大村城原 332 番地 等
- (2) 追 加 指 定 地：沖縄県中頭郡北谷町字大村城原 356 番地 外 1 筆
- (3) 既 指 定 面 積：50,180.74 m²
- (4) 追加指定面積： 679.96 m²
- (5) 指定面積総合計：50,860.70 m²
- (6) 追加指定箇所の所有者：個人
- (7) 追加指定理由：

北谷城跡は、沖縄本島西海岸沿いの舌状丘陵に築かれた 13 世紀後半から 16 世紀前半のグスク跡で、金満按司、大川按司、谷茶按司の 3 系統の興亡があったとの伝承が残る。地方のグスクが三山に収斂されるなか、中山地域における北方の要として琉球国の成立後まで存続し、その成立過程の一端を解明できる拠点的なグスクとして貴重であることから、令和 3 年 3 月 26 日付けで史跡に指定された。今回は令和 4 年 11 月 10 日、令和 7 年 3 月 10 日に続き 3 回目の追加指定である。

追加指定箇所は、東グスクの北側及び東側の斜面から麓にかけての一部で、所有者の同意を得られたことから指定範囲に追加し、保護の万全を図るものである。



写真 1 史跡北谷城跡の航空写真

2 史跡「中城ハンタ道」の追加指定

- (1) 既 指 定 地：沖縄県中頭郡中城村字新垣上原 1 番地 等

令和 8 年第 10 回教育委員会会議 報告事項（2）

（2）追 加 指 定 地：沖縄県中頭郡中城村字新垣佐波地原 1236 番 18

（3）既 指 定 面 積：27,054.64 m²

（4）追加指定面積：223.00 m²

（5）指定面積総合計：27,277.64 m²

（6）追加指定箇所の所有者：個人

（7）追加指定理由：

中城ハンタ道は首里と中城間切等の沖縄本島中部東側の地域を結ぶ道である。普請年代は不明だが、中城グスクの主要部が築かれた 14 世紀後半までには宿道として整備されたと考えられ、中世・近世の沖縄における交通史と土木史を知る上で貴重であることから平成 27 年 3 月 10 日に史跡に指定された。今回は令和 3 年 3 月 26 日に続き 2 回目の追加指定となる。

追加指定箇所は、1853 年に来琉した米国のペリー提督探検隊が頂上に旗を立てた「ペリーの旗立岩」の周辺地で、所有者の同意が得られたことから指定範囲に追加し、保護の万全を図るものである。



写真 2 ペリーの旗立岩（史跡中城ハンタ道）

3 天然記念物「久米の五枝のマツ」の指定解除

（1）指 定 日：平成 9 年 7 月 28 日

（2）指 定 地：沖縄県島尻郡久米島町字上江洲カンヂン原 771 番 外 2 筆

（3）指定面積：指定地域 910.00 m² 指定解除対象地域 910.00 m²

（4）所 有 者：久米島町

（5）解除理由：

久米の五枝のマツは、平成 9 年に天然記念物に指定されたリュウキュウマツの巨樹である。

久米島では令和 3 年夏頃から松くい虫被害が確認されたため、薬剤の樹幹注入や散布などの対策を行ってきた。しかし、令和 7 年 6 月に感染が確認され同年 8 月 26 日に枯死と診断されたため、解除するものである。



写真 3 久米の五枝のマツの枯死後